

innoventier弁護士法人イノベンティア  
Power for the Business

## 企業法務相談室

弁護士 ふじたともみ 知美



〈第7回〉

京都大学法学部卒業、2004年に23歳で弁護士登録、  
2012年より約4年間大手法律事務所でパートナーを務め  
た後、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現  
職)。日本ライセンス協会理事。企業をクライアント  
とする訴訟、交渉、相談、各種契約書・規  
程の作成・レビュー等に携わる。

### 育児・介護休業法に従つた 規程整備の必要性

い場合も多くなっています。  
そこで、改正法ではさらに延長期間を長くして、子が一歳六ヶ月の時点でも保育所に入所できない場合等には二歳まで育児休業を延長できることになりました。  
これに伴い、育児・介護休業規程上も、育児休業を最長二歳まで延長できるように改訂する必要があります。  
なお、労働者は最長二年間の育児休業が可能になりましたが、長期の休業は、キャリア形成の観点から労働者本人にとって望ましくない場合もあります。そのため、本改正に伴い、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、早期復帰を促すこと自体は、ハラスメントに該当しないことが指針に記載されました。もちろん、職場復帰のタイミングは、最終的には労働者の選択に委ねられます。

改正点② 育児介護休業制度の個別周知努力義務の新設  
旧法下では、育児・介護休業規程があつても、労働者が内容を把握していかつたり、職場が制度を利用しづらい雰囲気だつたりして、実際には十分利用されない場合もありました。  
そこで、改正法では、対象者に制度を周知・勧奨するため、事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合や、家族を介護していることを知った場合には、育児・介護休業制度を当該対象労働者に個別に周知する努力義務が新設されました。  
労働者は、労働基準法に基づく産前休業(六週間)、産後休業(八週間)、育児・介護休業

改正点③ 育児目的休暇制度整備の努力義務  
労働者は、労働基準法に基づく産前休業(六週間)、産後休業(八週間)、育児・介護休業

出産前後の休業制度としては、産前休業(六週間)と産後休業(八週間)がありますが(労働基準法六五条一項、二項)、産後八週間経過後すぐに保育所に入ることは困難ですし、労働基準法による産休が認められるのは出産した母親のみです。  
また、介護のための休業制度は、労働基準法には定めがありません。  
そこで、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」といいます)は、労働基準法の産前後休業以外に、労働者が育児や介護のために一定期間継続して休業することや、子の看護や介護のために年間一定日数の休暇(半日単位)を取得すること等を認めています。

育児・介護休業法に基づく休業・休暇も、就業規則に必ず記載しなければならない「休暇」に該当しますので、就業規則に記載する必要があります。就業規則本体に記載する大部になるため、本体とは別に育児・介護休業規程を整備し、これを就業規則の一部として扱うのが一般的かと思われます。

そこで、この改正法に従つて、育児・介護休業規程についても見直す必要があります。  
そこで、この改正法に従つて、育児・介護休業規程についても見直す必要があります。

### 平成二九年一〇月一日改正法施行

#### 改正法の内容

改正点① 育児休業期間が最長一年半から二年に延長  
改正法では、改正前の育児・介護休業法(以下「旧法」といいます)から以下の点が変更されています。  
しかし、年度途中で保育所に入所することは困難ですし、都市部を中心に保育所が不足しており、一歳六ヶ月までに保育所に入れな

法に基づく育児休業、子の看護のための休暇を取得する権利が認められています。  
しかし、これら以外にも、夫が妻の出産に立会うときや、子の入園式等の行事参加など、育児に関して休暇の取得が必要になる場面があります。  
改正法では、現行法上認められている産前後休業・育児休業・子の看護のための休暇とは別に、育児のための目的で使用できる休暇制度を整備する努力義務が新設されました。  
こちらも努力義務ではありますが、育児目的の休暇を育児・介護休業規程に規定することも考えられます。なお、育児目的休暇は、子の看護休暇や介護休暇と同じく、有給とすることも無給とすることも可能です。  
が挙げられます。

#### まとめ

平成二八年改正  
・子の看護休暇の取得単位の柔軟化(従前は一日単位だったが、半日単位で取得可能にした)  
・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和  
・育休・介護休の取得等により上司や同僚が就業環境を害する行為をするとのないよう防止措置を講ずる義務を新設(派遣労働者については派遣先も事業主とみなして適用)  
・介護休業(九三日)を分割取得可能にした

相談者の会社では、しばらく育児・介護休業規程を改訂していないということです  
ので、平成二九年一〇月一日施行の改正法はもちろん、過去の改正についても、育児・介護休業規程に反映されない可能性があります。  
あると思われます。育児・介護休業規程と改正の内容を確認し、もし反映されていない場合には、育児・介護休業規程を改訂する必要があります。

# 改正育児・介護休業法の施行